

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

入居決定者が提出する岩見沢市営住宅入居請書（以下「請書」という。）について、入居者負担の軽減のため更新制度（5年毎に再提出）を廃止するとともに、既存の市営住宅の一部廃止を行う。

第2 改正の内容

（1）請書の更新規定を削除する。（第18条関係）

（2）6条中央団地の一部を廃止する。（別表第1関係）

今回廃止する団地（耐火構造）

6条中央団地 昭和53年度 1棟（3DK16戸）4階建

入居者の退去

令和4年12月27日までに完了

解体工事期間

令和5年5月25日から令和5年11月30日まで

完了検査

令和5年12月8日

第3 施行期日等

（1）この規則は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（2）施行日前に入居決定を行い請書の提出を受けた者に係る当該請書の取扱いについては、なお従前の例による。

（3）前項に規定する者が施行日以後に提出する請書については、この規則による改正後の岩見沢市営住宅管理条例施行規則第18条の規定を適用する。

岩見沢市規則第 22 号

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 21 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市営住宅管理条例施行規則（平成 9 年規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項及び第 3 項を削る。

別表第 1 耐火構造の表中

「

昭和 53 年度	6 条中央	岩見沢市 6 条東 1 2 丁目	48 戸（3DK）	4 階建
----------	-------	------------------	-----------	------

」

を

「

昭和 53 年度	6 条中央	岩見沢市 6 条東 1 2 丁目	32 戸（3DK）	4 階建
----------	-------	------------------	-----------	------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に入居決定を行い岩見沢市営住宅入居請書（以下「請書」という。）の提出を受けた者に係る当該請書の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 前項に規定する者が施行日以後に提出する請書については、この規則による改正後の岩見沢市営住宅管理条例施行規則第18条の規定を適用する。